

令和5年10月1日

お取引先各位

月電工業株式会社 総務部

常務執行役員 塩見 貴之

### お取引先にお支払する場合の銀行振込手数料について

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また、日頃より格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当社から発注された調達品等の代金をお支払いする際にお取引先にご負担いただいている銀行振込手数料については、消費税処理区分上は「売上値引き」として処理されていることと存じます。この際にお取引先から当社に「適格返還請求書」を発行していただく等の対応が必要となると想定されておりましたが、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正にて、「売上げに係る対価の返還等の金額が税込1万円未満の場合」には「適格返還請求書」の交付義務が免除されることとなりました。これによりお取引先に銀行振込手数料をご負担いただく場合に「適格返還請求書」を発行していただく必要がなくなり、発行に伴う事務工数増加は避けられることとなりました。

これらを総合的に検討した結果、当社といたしましては銀行振込手数料は従来通りお取引先ご負担とさせていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

以上